

平成22年4月1日付けで通知が発出されましたので、以下の通り訂正をお願いします。

**第4編 通知（施行通知） 85頁の下から4行目～86頁の上から1行目まで**

○農業経営基盤強化促進法の施行について

最終改正 平成22年4月1日付け21経営第7169号

（誤）

②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、次の場合がある。

- (1) 農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画
- (2) 水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画

（正）

②については、認定基準に該当すると認められない場合としては、例えば、農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画の場合がある。

**第4編 通知（平15改正運用通知） 151頁の下から6行目～152頁の上から2行目まで**

○農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について

最終改正 平成22年4月1日付け21経営第7170号

（誤）

- (2) 従来より、生産調整対策が考慮されていない農業経営改善計画は、その計画が農用地の効率のかつ総合的な利用を図るために適切であると認められず、認定することは適当でないとの解釈を示してきたところである。この生産調整対策との関連では、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっているような場合には、事案によって取消事由に該当することになると考えられる。

（正）

- (2) 農業経営に供される農用地の利用が、作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない農業経営改善計画として、例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しない等、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっているような場合があり、これは、事案によっては取消事由に該当することになると考えられる。